

平成27年第1回

**宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会
会議録**

宮崎県後期高齢者医療広域連合

平成27年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

会期及び会期日程	3
審議結果一覧表	4
議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	5
説明のため出席した者	6
議会事務担当職員出席者	6
日程第 1 新議員の議席の指定	7
日程第 2 会議録署名議員の指名	7
日程第 3 会期の決定	7
日程第 4 報告第1号 専決処分した事件の報告について「車両事故による和解及び損害賠償 の額を定めることについて」	7
日程第 5 議案第1号 宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例	9

日程第 6	議案第 2 号 平成 2 6 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)	1 0
日程第 7	議案第 3 号 平成 2 6 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	1 0
日程第 8	議案第 4 号 宮崎県後期高齢者医療広域連合債権管理条例	1 6
日程第 9	議案第 5 号 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例	1 9
日程第 1 0	議案第 6 号 平成 2 7 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	2 0
日程第 1 1	議案第 7 号 平成 2 7 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	2 0
日程第 1 2	議案第 8 号 宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	2 7

平成27年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び会期日程

1 定例会会期

2月13日（金曜日）・・・・・・・・1日間

2 会期日程

月 日	曜日	種別	内 容
2月13日	金	本会議	議案の審議（提案理由説明・質疑・討論・採決）

平成27年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会審議結果一覧表

議案番号	件名	議決等年月日	結果
報告第1号	専決処分した事件の報告について「車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて」	平成27年2月13日	報告
議案第1号	宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成27年2月13日	原案可決
議案第2号	平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	平成27年2月13日	原案可決
議案第3号	平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	平成27年2月13日	原案可決
議案第4号	宮崎県後期高齢者医療広域連合債権管理条例	平成27年2月13日	原案可決
議案第5号	宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成27年2月13日	原案可決
議案第6号	平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	平成27年2月13日	原案可決
議案第7号	平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	平成27年2月13日	原案可決
議案第8号	宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	平成27年2月13日	同意
○ 人事			
公平委員 畠山 賢治			

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年2月13日、第1回定例会がひまわり荘1階大会議室に招集されたので、会議を開いた。

○ 議事日程

平成27年2月13日（金曜日） 午後1時31分開議

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 新議員の議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 報告第1号 | 専決処分した事件の報告について
「車両事故による和解及び損害賠償の額を定める
ことについて」 |
| 日程第 5 | 議案第1号 | 宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第2号 | 平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般
会計補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議案第3号 | 平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期
高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第4号 | 宮崎県後期高齢者医療広域連合債権管理条例 |
| 日程第 9 | 議案第5号 | 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制
度臨時特例基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第6号 | 平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般
会計予算 |
| 日程第11 | 議案第7号 | 平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期
高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第8号 | 宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の
選任につき議会の同意を求めることについて |

○ 出席議員（8名）

- | | |
|-----|------|
| 1番 | 成崎孝孜 |
| 3番 | 三角光洋 |
| 6番 | 畝原幸裕 |
| 9番 | 西原政文 |
| 10番 | 山中則夫 |
| 11番 | 大隈寛 |
| 13番 | 河野正和 |
| 15番 | 坂口義弘 |

○ 欠席議員（7名）

- | | |
|----|------|
| 2番 | 鍋倉利幸 |
| 4番 | 首藤正治 |

5番 肥 後 正 弘
7番 野 辺 修 光
8番 井 上 久 昭
12番 長 濱 博
14番 内 倉 信 吾

○ 説明のため出席した者

副広域連合長 橋 田 和 実
事務局長 宮 田 英 世
事務局次長 吉 田 和 也
出納室長 柳 田 秀一郎
総務課長 畑 田 英 樹
業務課長補佐 原 口 文 代
業務第1係長 姫 田 明 範
業務第2係長 鶴 輪 祥 一

○ 議会事務担当職員出席者

書記次長 兒 玉 英 祥
書記 西 郷 京 太
書記 早 永 真由美
書記 橋 本 恒 宏

(午後1時31分開会)

【坂口義弘議長】

ただ今から、平成27年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日は、鍋倉利幸議員、首藤正治議員、肥後正弘議員、野辺修光議員、井上久昭議員、内倉信吾議員、長濱博議員から欠席の報告を受けております。

従いまして、本日の出席議員は、8名となり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますことを御報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、戸敷広域連合長及び椎葉副広域連合長が欠席されておりますことを御報告いたします。

つきましては、地方自治法第152条の規定に基づきまして、本日の定例会における広域連合長の職務に関しましては、橋田副広域連合長を職務代理者といたしまして、執り行っていただきます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、副広域連合長以下、関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

また、監査委員より平成26年度宮広域監第13号、第17号、第19号、第23号、第25号及び第27号にて、例月現金出納検査の結果について、報告を受けましたので、その写しと、議案質疑に関して当局が作成した資料をお手元に配布しております。

御確認をお願いいたします。

なお、報道関係者による今定例会中における写真撮影及び録音については、広域連合議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可いたしますので、御了承のほどお願いいたします。

それでは、日程第1新議員の議席の指定を行います。

議員の議席の指定については、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配布しております議席表のとおり、議長において指定することにいたします。

新議員につきましては、野辺修光議員は7番、内倉信吾議員は14番に指定いたします。

次に、日程第2会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名については、会議規則第72条の規定により、議長において指名することにいたします。

会議録署名議員に、9番西原政文議員及び11番大隈寛議員を指名いたします。

次に、日程第3会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配布のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4報告第1号専決処分した事件の報告について車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

報告の内容説明を求めます。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいま上程になりました報告第1号につきましては、車両事故による和解及び損害賠償の額を定めることについてに関し、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

本案は、公用車に係る交通事故に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分を行ったものであります。

以上で、報告事項の説明を終わります。

【坂口義弘議長】

それでは、報告第1号につきまして、質疑の通告がありますので、これを許可します。

質疑の回数は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回までです。

再質疑を行う際は、挙手して議長とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第48条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内といたしますので、御了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。9番西原議員。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

それでは、ただいま専決処分、報告第1号専決処分した事件の報告について、報告をお受けいたしました。この和解内容を見てみますと、和解案4の中に後遺障害が発生した時は別途協議するとあります。もう既に7カ月を過ぎておりますが、この相手方の状況については、どのようになっているものか。御報告をお願いします。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいまの質疑につきましては、事務局長より答弁させます。

【事務局長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局長。

【事務局長】

広域連合職員の交通事故における専決処分の和解内容についての御質問にお答えします。

事故は、平成26年7月8日に発生し、9月28日付で和解が成立しております。和解の内容は報告書に記載のとおりでございますが、相手方の身体の状態につきましては事故のあった当日、念のため病院を受診していただき、幸い大きな怪我もなく、現在においても後遺症が発生したとの連絡はございません。

以上でございます。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

お聞きしたところでみますと、大した怪我ではなかったというふうに判断いたしますが、この広域連合の側の運転されていた方の警察や行政処分と刑事処分というのはどのようになったものか、お聞かせください。

【事務局長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局長。

【事務局長】

事故を起こしました嘱託職員に対しましては、事故直後及び和解成立時の2回にわたりまして、口頭注意を行っております。

以後、このようなことが起きないように、8月には全職員を対象に交通安全を含めた倫理研修を開催いたしまして、12月には、交通安全に特化した研修を開催したところでございます。

以上でございます。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

もう一つお尋ねしたいのですが、行政処分と、刑事処分はあったものかどうか、お聞かせください。

【総務課長】

議長。

【坂口義弘議長】

総務課長。

【総務課長】

刑事処分はございません。行政処分につきましても、今のところ報告は受けておりません。

【坂口義弘議長】

他に、報告第1号に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、それでは、本件は議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんのでこれをもって報告を終わります。

次に、日程第5議案第1号宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいま上程になりました議案第1号宮崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の給与に関する人事院の勧告を踏まえ、当広域連合職員に支給する通勤手当について、所要の改定を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【坂口義弘議長】

それでは、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ありませんか。

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、日程第6議案第2号平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号及び、日程第7議案第3号平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいま上程になりました議案第2号及び議案第3号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第2号平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号につきましては、補正額は、1億8,530千円の減額で、補正後の予算総額を、1億9,201万9千円とするものであります。

補正の主なものといたしまして、賃借料を3,209千円減額し、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金を1,342千円増額し、その他、各予算の執行整理をいたしております。

その財源といたしまして、財政調整基金繰入金を3,310千円追加計上するとともに、市町村負担金を8,229千円減額するなど所要の補正をいたしております。

次に、議案第3号平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきましては、補正額は、2億6,111万5千円の減額で、補正後の予算総額を1,530億3,186万9千円とするものであります。

補正の主なものといたしまして、医療費動向により保険給付費を

27億1,167万9千円減額し、保健事業費を3,112万3千円、償還金を6,272万8千円それぞれ増額し、総務費を839万7千円減額いたしております。

また、歳入につきましては、保険給付費の減額等により、市町村支出金、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ減額いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【坂口義弘議長】

はい。ありがとうございます。

それでは、議案第2号及び議案第3号につきまして、質疑の通告がありますので、これを許可します。

質疑の回数及び時間につきましては、先ほど申し上げたとおりですので、御了承ください。9番西原議員。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

それでは、ただいま提案いただきました、26年度一般会計、特別会計について、併せてお尋ねいたしますが、まず21ページの使用料及び賃借料、減額が304万8千円とありますが、本来、後期高齢者の数というのは増えており、今医療の制度も随分変わって、医療費が伸びるのではないかなというふうに、予想してみた訳ですが、今回減額となった理由について、どのような見解を持っておられるものかお聞かせいただきたいと思います。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいまの質疑につきましては、事務局長より答弁させます。

【事務局長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局長。

【事務局長】

それではお答えいたします。一般会計予算につきまして使用料及び賃借料の減額についての御質問にお答えいたします。

当初予算におきまして、平成26年4月の派遣職員交替に伴いまして、宿舍が必要となる職員を7人として計上しておりましたが、結果的に2人となったため、不要となった5人分の派遣職員宿舍賃借料を減額をいたしております。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

これは医療費ではなくて、人件費に関わる部分が減額となったということですか。

【事務局長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局長。

【事務局長】

2問目に入る前に、質問に対するお答えが一つ抜けておりましたので、そのお答えを先によろしいでしょうか。

【坂口義弘議長】

どうぞ。

【事務局長】

特別会計補正予算に係る療養給付費の、療養給付費の26億6,485万2千円の減額に係る御質問にお答えしておりませんでしたので、続けてお答えさせていただきます。

この療養給付費については、保険料改定時に被保険者数や医療給付費の伸びを想定し、必要額を積算しております。療養給付費につきましては、各年度その必要額を当初予算で計上いたしまして、その後、療養給付費の各月の実績額及び過去の各月の推移等を勘案いたしまして、実績額に沿った補正を行うものでございます。

平成26年度につきましては、当初予算では各月、121億円程度の支出を見込んでおりましたが、11月までの支払い実績で平均116億7千万円となっております。

ただし、過去の実績からも12月から2月にかけて、インフルエンザ等の流行による療養給付費の増も懸念されるため、その影響も考慮しながら、減額補正を行ったところでございます。

また、被保険者数につきましては、今年度も増加している状況ですが、保険料率改定時に見込んだ伸び率を下回っている状況でありまして、療養給付費を減額する要因となっているというふうに考えております。

以上でございます。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

議長に提案ですが、私は今2回聞いたんですけども、1回目は答弁になっていませんでしたので。

【坂口義弘議長】

次回を2回目といたしますので、どうぞ。

【西原政文議員】

それでは、私は先ほど使用料及び賃借料の中で304万円の減額は何かということをお尋ねしたいのと、それともう一つ、私が質問の方法を間違えていましたので、2回目ということにしますが、34ページの諸収入、返納金について、説明会では27年、28年で返済すると説明を受けました。そしてこれを私は予算書を見る中で、この中に、26年7月の療養費の不正請求が計上されているというふうに思いますが、この不正請求の額はいくらであったものか、この正確な数字をまず一つ示していただき、他の分による二つの点についても説明を求めます。併せて、次に36ページの療養給付費、これの点を今お答えになったのではないかと思います。この高齢者が増える状況の中で、医療費が増額になるというふうに考えるのが通常なんです。この予算計上額が大きかったと見るのか、これについてはどのように見ているものか、ちょっと慌てずにお答えいただきたいと思いますが、大丈夫ですか。お願いします。

【事務局長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局長。

【事務局長】

特別会計補正予算につきましての諸収入、返納金についての御質問にお答えをいたします。

返納金の細節の中には、3種類の費目が設定されております。

その他の説明もということでございましたので、説明させていただきたいと思えます。

まず、細節の返納金でございますが、被保険者の負担割合等が変更した際に生じる返還金を計上させていただいております。

次に、細節の診療報酬返還金でございますが、医療機関等が診療報酬を支払った後に、厚生局の指導監査等により算定誤りが判明した場合、また、施術所等の不適切な保険請求が判明した場合に、保険者へ返還される保険者負担分を計上いたしております。

三つ目、最後でございますが、細節の委託業務返還金でございますが、国保連合会等に委託している各種業務につきまして、前年度分の委託業務に係る精算を行った際の剰余金の返還分を計上いたしております。

予算の計上につきましては、当該年度中に発生し収入が見込める額を補正予算に計上することとしております。また、当該年度中に未納となった返還金につきましては、翌年度へ滞納繰越を行い、その繰越額に対する収入見込額を補正予算計上することとしております。

お尋ねの療養費の不正請求に係る、返還金でございますが、

1、942万170円でございます。施術所のほうから申出がありまして、26年5月から28年4月までの24回の分納誓約が出ております。

以上でございます。

【坂口義弘議長】

西原議員、再質疑はよろしいですか。

【西原政文議員】

1, 942万円あって、これを26年度から28年度にかけて24回払いをするということで協議がなされたということですが、これがどうしてこういった事態が起きたものかですね、また今後このような事態が起きないように、ちょっと待ってください。その前に療養給付費の、このマイナスについてもうちよつと答えてもらえますか。私が2回目をする前に、2回目を取り消します。

【事務局次長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局次長。

【事務局次長】

療養給付費につきましては、この予算関係につきましては、保険料の改定時に被保険者数や医療費の伸びを想定いたしまして、必要額を積算しているところでございます。それにつきましては、先ほど局長の方から説明をしましたように、被保険者の伸びが想定したよりも、伸びが余り無かったということで、今回減額させていただいたところでございます。

以上です。

【坂口義弘議長】

御理解いただけましたでしょうか。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

また、諸収入、返納金にお尋ねしますが、これが起きた理由を、また、今後これが起きないようにこうした事態が起きないように、どのように対策を講じられたものか、まず一つお尋ねしたいと思うのですが。そして、療養給付費については、お尋ねしますけども、この予算書の必要額を算定したが伸びが無かった、先ほども再三お尋ねするのですが、高齢者が増えて医療技術も上がって医療点数も上がる中で、これがマイナス減額、伸びが無かったということについては、広域連合としてはどのように分析しているのかということをお尋ねしたいのですが。高齢者の方々が最近病院に行くのも、行きにくいような声を、それぞれの議員さん、また自治体では出ていると思うのですが、広域連合としてはこれについてはどのように見ておられるものか。病院に行きにくいような状況があるのではないかなというふうに、私は判断するのですが、広域連合としては、どのように見ておられるものかをお聞きして、3回目を終わりたいと思います。

【事務局次長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局次長。

【事務局次長】

まず、どのような対策をしているのかということですが、こちらにつきましては先日、新聞、マスコミ等にも施術所名は出していないですけど、こういう案件があったということで新聞報道を行っております。

これによって、かなり施術所に対する抑止力は出てきたのではないかと考えております。それと各施術所団体についてもですね、こういうことがありましたということで、御報告を申し上げているところでございます。

調査についても随時、定期調査等を行っているところでございます。それによりまして、このようなことを100%防げるかどうかはちょっと分かりませんが、防ぐようにということで、努力しているところでございます。

2問目の理由については、まだ分析はちょっと行っていないところなんですけど、今、行きにくい状況があるということをお聞きしたところだったんですけど、事務局の方についてはですね、行きにくいという御意見とかそういうのはまだいただけてないところでございます。

減額につきましては、実績等を踏まえてですね、今回減額をさせて頂いたところでございます。

以上です。

【坂口義弘議長】

西原議員の再質疑は終わりました。

他に、議案第2号及び議案第3号に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

それでは、議案第2号及び議案第3号につきまして、討論の通告がありますので、これを許可します。

なお、討論の時間は、会議規則第48条第1項の規定により、1回につき5分以内といたしますので、御了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。9番西原議員。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

平成26年度後期高齢者医療一般会計及び特別会計に反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度、創設当時から高齢者に対し、姥捨て山だと例えられ国民の激しい怒りを呼びました。当時、麻生財務大臣は、年寄りには延命治療などせず、早く死ぬるようすべきだと言いました。これには多くの国民や、高齢者の中から怒りの声が上がりました。この制度は75歳以上の高齢者を、国保や健保から追い出し困り込み、お金のあるなしで命を量る。これまで負担も無かった扶養家族を含め、一人一人から保険料を取り立てる。受けられる医療を制限し、

差別する診療報酬を設ける。保険料は年金から天引きし、2年ごとに引上げる。保険料を払えない人からは保険証を取上げる、などというものであります。26年度も僅かばかりの年金から介護保険、後期高齢者医療の保険料が差引かれ生活も大変なお年寄り、高齢者の苦しい現状が寄せられています。

後期高齢者医療制度の行き着く先は、麻生大臣が示して、言われた通りではないでしょうか。高齢者や障害者を乗せて暴走するバスを、このまま走らせるわけにはいきません。

今日の現状を見た時、高齢者の医療を差別する姥捨て制度そのものであり、一日も早くこの制度は廃止をし、老人保健制度に戻すとともに、その際保険料などの負担増にならないよう国は国保会計への財政措置を取るべきです。そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにすることが必要であります。

以上の理由で、平成26年度後期高齢者医療一般会計及び特別会計に反対の討論といたします。

終わります。

【坂口義弘議長】

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

採決は、議案ごとに行います。

まず、議案第2号平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号を採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手を願います。

(賛成者多数)

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者多数)

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、日程第8議案第4号宮崎県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいま上程になりました議案第4号宮崎県後期高齢者医療広域連合債権管理条例について御説明を申し上げます。

本案は、公正かつ円滑な行財政運営に資するため、広域連合が有する債権の適正な管理を図るとともに、債権徴収に関し、督促、強制執行、徴収停止、履行延期、債権放棄などの手続等について、必要な事項を定めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【坂口義弘議長】

それでは、議案第4号につきまして、質疑の通告がありますので、これを許可します。

質疑の回数及び時間につきましては、先ほど申し上げたとおりとなりますので、御了承ください。9番西原議員。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

それではただいま提案のありました、後期高齢者広域連合債権管理条例案についてお尋ねいたしますが、この債権条例案で想定される、事案というようなものは何かがあるものか。そして、想定される債権とは何か。債権放棄とありますが、これについてはどういったことを示しているものか。事務局の説明を求めます。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいまの質疑につきましては、事務局長より答弁させます。

【事務局長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局長。

【事務局長】

債権管理条例に関する御質問にお答えいたします。

広域連合が保有する債権につきましては、医療機関等から徴収する療養給付費等の返還金、被保険者から徴収する負担割合相違による返還金、レセプト変更等による高額療養費返還金等がございます。

このような債権を保有する債権者について、この債権管理条例に定めた督促や強制執行等の債権徴収等を行うこととなります。しかし、債務者が破産した場合、死亡により他に相続人がいない場合、債務を履行する資力がない場合などは、一定の期間が経過した後に、債権放棄を行うこととなります。

以上でございます。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

御説明頂いたんですが、この条例は被保険者個人も該当する部分がありますか。もし個人の該当部分があれば、また想定する対象者数が現在分かっておれば、教えてください。

【事務局次長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局次長。

【事務局次長】

対象者数については、まだこれからの債権でございますので、まだ条例ができておりませんので、把握はしておりません。個人に対する債権についてでございますが、個人に対する債権も含まれております。

【坂口義弘議長】

西原議員、よろしいでしょうか。

【西原政文議員】

はい。議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

個人もあるということなんですが、第7条の1において強制執行という項目があります。この、強制執行に当たる物件、これは何を想定されるものか。先ほど対象者数はまだ条例ができてないから実態把握してないということですが、この条例を作られる段階では、本来、こういった実態があるからこういう条例を作られると思うんですが、実態数も分からずに、実態が分かっていないのにこういった条例というのを作るというのは、やっぱり無謀ではないかなと思いますし、強制執行という併せて強制執行の物件によっては重大な部分を含んでいると思うんですが、これについて説明を求めます。

【事務局長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局長。

【事務局長】

強制執行につきましては、公平性の観点から債務者が保有する、動産や不動産等の資力について調査のうえ、資力のある債務者に対しては、強制執行を行う必要がありますが、現時点におきましては強制執行の予定はございません。

以上でございます。

【坂口義弘議長】

他に、議案第4号に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようです。

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

それでは、議案第4号につきまして、討論の通告がありますので、これを許可します。

討論の時間につきましては、先ほど申し上げたとおりとなりますので、御了承ください。9番西原議員。

【西原政文議員】

宮崎県後期高齢者医療連合債権管理条例について反対の討論を行います。この条例案というのは、ただいま説明の中で、個人を含む被保険者も含むと、ということが報告されました。併せてこの個人の、本当にこれまで頑張って来られた高齢者の方々が、自らの医療に関わる問題での、未納などもこの対象になるのではないかと、危惧されます。私は、これまで長年、本当に私たち、戦後70年間を支えてきた高齢者の方々を、取り巻く状況というのが苦しい状況、また生活も大変な状況の中で、頑張って来られました。宮崎県においては、中小零細業者、農業者、商工業者などが懸命に頑張ってきても、本当に報われない事態が宮崎県内には多く見受けられます。そういった中で、どうしても医療に関わって払わなければならないものも払えない。こういったお年寄りの方々をも対象とし、そして差押えをも検討するという条例案であると判断をいたしました。

よって私はこの宮崎県後期高齢者医療広域連合債権管理条例というのは、こうしたお年寄りをもっと苦しめる事態になると考えますので、この条例案については、反対の意思を表明し、討論を終わりたいと思います。

【坂口義弘議長】

そのほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようです。

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者多数)

はい。ありがとうございます。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、日程第9議案第5号宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいま上程になりました議案第5号宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本案は、被保険者の保険料軽減特例措置が、平成27年度も継続される予定であることに合わせ、基金の失効日を1年間延長するため、所要の改正を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【坂口義弘議長】

ありがとうございました。

それでは、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようです。

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、日程第10議案第6号平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び、日程第11議案第7号平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいま上程になりました議案第6号及び議案第7号について、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第6号平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、主に広域連合組織の事務管理を行うための経費で、健全かつ安定的、効果的な財政運営を主眼に、予算編成を行ったところであります。

予算総額といたしましては、2億1,012万9千円で、前年度の当初予算に比べ1,982万6千円、率にして10.4%の増となっております。

増額の主なものといたしましては、派遣職員の給与等に係る派遣職員給与費等負担金を1,939万4千円増額し、1億6,768万円を計上いたしております。

これは、療養費適正化の強化及び保健事業実施計画に基づく保健事業を推進するため、職員2名を増員することや、人事院勧告に基づいた給与等の増額改定などに伴うものであります。

そのほか、歳出の主なものとしたしましては、総務費の、事務所等の施設や事務機器等の使用料及び賃借料、2,558万6千円などを計上いたしております。

歳入につきましては、構成市町村からの負担金2億865万7千円などを計上いたしております。

次に、議案第7号平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療制度を運営するための経費であり、円滑かつ着実な制度運営を重視した予算編成を行ったところであります。

予算総額としたしましては、1,544億1,520万5千円で、療養諸費の伸び等に伴い、前年度の当初予算に比べ37億7,853万1千円、率にして2.5%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、全体予算の98.6%を占めております保険給付費が、1,522億662万2千円となっております。

また、健康診査事業、はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業など、保健事業に係る費用が5億2,331万3千円、医療費適正化事業を含む事業運営経費として、総務費が、5億4,501万7千円などとなっております。

なお、番号法の施行に伴うシステム改修等に係る経費や、本年度策定した保健事業実施計画に基づく歯科健診事業に係る経費を、新たに計上いたしております。

歳入につきましては、事業運営に係る経費である共通経費負担金や保険料負担金、保険料軽減分に相当する負担金である保険基盤安定負担金などの市町村支出金が、予算総額の16.2%にあたる250億2,661万6千円、国・県からの支出金が、42.9%にあたる661億8,293万6千円、支払基金交付金が、39.9%にあたる616億4,125万8千円となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【坂口義弘議長】

ありがとうございました。

それでは、議案第6号及び議案第7号につきまして、質疑の通告がありますので、これを許可します。

質疑の回数及び時間につきましては、先ほど申し上げましたとおりとなりますので、御了承ください。9番西原議員。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

ただいま提案を受けました、27年度後期高齢者医療広域連合の特別会計について、5点お尋ねをいたしますので教えていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、この27年度に先ほども出てまいりました不正請求事件についての返納金。これは予算書を見ても返納金という欄が1千円となっております。この27年度はいくらが返納される予定となっているものか。金額をお示し頂きたい。

次に2点目であります。27年度も26年度と同様、17項目の委託費が予定されています。この委託費を見ましたところ、この委託によって、どのような効果があったものか。印刷費などはいいんですが、主なレセプト点検だとかそういったものも含めてですね、どのように分析されているものかどうか、委託の効果、成果、これについて答えられるところがあったら教えていただきたいと思います。

次に3点目であります。5ページの市町村負担金。保険料の徴収状況については、十分把握されているものか。そして、併せて普通徴収の状況は、どのように26年度を分析し、27年度はどのように見ているものか。また、県全体では落差があるものか教えていただきたいと思います、と思います。

次に同じく5ページの中で、国の負担金であります。この33.5%、県支出8%とあります。この数字の国庫補助率、県の補助率の今後の見通しについては、どのように広域連合としては、見ているものか教えていただきたいと思います。

次に5点目ですが、歳入の市町村支出金でお尋ねをいたします。

【坂口義弘議長】

休憩しましょうか。ちょっと確認してください。

暫時休憩します。

(2時16分休憩)

(2時16分再開)

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

5点目として9ページの中に、市町村の対象高齢者の普通徴収の状況であります。これは十分把握は努めておられていると思いますけども、この方々の保険証の状況、すべて発行されているものか。保険証の状況についてお答えいただきたいと思います。

以上1回目を終わります。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいまの質疑につきましては、事務局長より答弁させます。

【事務局長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局長。

【事務局長】

特別会計予算の御質問に順次お答えいたします。

平成26年7月の運営検討会でも御報告をした件でございますが、歳入予算についてでございます。

療養費の不正請求に係る返還請求につきましては、平成26年5月から平成28年4月までの2年にわたる分納誓約を当該施術所と取り交わしているところでございます。

この分納誓約による返還金につきましては、歳入科目の諸収入、返納金、診療報酬返還金に計上することとしております。

ただし、予算計上といたしましては、分納誓約に基づき、平成26年度中に見込まれる収入、1,048万8,484円につきましては、先ほど議決いただきました、平成26年度補正予算に計上しているところでございます。

平成27年度の収入額につきましては、平成26年度出納閉鎖時点の未納額が確定した後、また平成27年度中に見込まれる収入額を補正予算に計上する予定でございます。

続きまして、市町村負担金の普通徴収分の状況についての御質問にお答えいたします。

平成27年度現年度賦課分保険料負担金につきましては、82億9,703万1千円となっております。

平成25年度決算の調定額における、現年度賦課額に占める普通徴収の割合は34.12%でございました。

その割合を平成27年度予算額に乗じますと、28億3,094万7千円ほどが普通徴収により徴収する金額になると見込んでおるところでございます。

普通徴収に係る収納率については、平成25年度実績が97.56%で、前年度と比べまして0.02ポイント上昇しているところです。

また、被保険者証につきましては、基本的に全ての被保険者に平成28年7月31日までの有効期限の被保険者証を交付しているところです。

ただし、未納となっている被保険者につきましては、市町村によって短期被保険者証を交付している場合がございます。

次に、今後の国庫負担金の見通しに関する御質問にお答えいたします。

国及び県の後期高齢者医療制度に係る負担につきましては、現在のところ制度における負担割合に変更の予定はございません。

しかし、被保険者数及び医療費が今後も増加していくため、負担額は増加していくというふうに考えております。

委託の分でございますが、次長のほうでお答えしたいと思います。

【事務局次長】

議長。

【坂口義弘議長】

次長。

【事務局次長】

それでは、どのような効果があったかということでございますが、委託につきましては専門知識を有するものに委託を行っております。

ですから、直接広域のほうで雇用せずに委託先に委託できるということと、それにより職員の負担も軽くなる、ということでございます。また、金額等についても毎年交渉を行っているところでございます。

以上です。

【坂口義弘議長】

西原議員、よろしかったでしょうか。5点についてはよろしいですか。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。どうぞ。

【西原政文議員】

まず返納金については今後算定するというので、27年度は金額はまだ不明ということですね。分かりました。専門知識を持っていて、職員の負担が軽くなるからということで、効果として認められるということなんですが、この委託費を私のほうで調べましたところ、国保連合会に26年度も委託をされ、5億円を超えるものが委託費として出されています。国保連合会というのは、それぞれの自治体も、国民健康保険会計なので、それぞれの項目で委託をしている訳なんですが、この理事長というのは、どういった方であるものか。県連合として、これだけの多額の委託をされる訳ですから、この実態については十分把握されておられると思います。この国保連合会というのは、どのようなものであるものか、理事長はどういった方になっておられるものか教えてください。

【事務局次長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局次長。

【事務局次長】

はい。宮崎市長が理事長になってらっしゃいます。以上です。

【坂口義弘議長】

西原議員、よろしいでしょうか。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

まずこの委託費についてですね、県連合会もそれぞれの自治体も国保連合会に委託をしている訳なんですが、これについてですね、職員数については私は調べて、ちょっとこう、あるところにお尋ねしましたら100人前後じゃないかということなんですが、実数は分かっておりませんが、正確じゃないんですが、これについて多額の委託料がそれぞれ自治体、県広域連合から出ている、これについてはですね、もっと本当に引き下げる努力をですね、図られるべきではないかなと、そういった可能性はないものか、もう一つお尋ねをいたします。

次に、発行状況を先ほどお尋ねしましたが、ほとんどしっかり出している、ということですが、短期証というのは何名がおられるものか。これについて、数字が分かれば教えていただきたい。それともう一つ、私は国の補助率をお尋ねしましたけども、国の負担についての変更は今後ないと言っていますが、今、安倍政権はですね、社会保障予算を自然増の削減予算を復活させ、皆さんもテレビで見られると思うんですが、この制度の改革や削減をですね、打ち出そうとしています。ですからここはしっかりと連合としても見ておかないと、今後高齢者への負担がもっと増え、また現場では混乱するのではないかと思うんですが、これについて今後十分検討され、調査をされ、高齢者に負担がかからないように、実際の負担がかからないように努力がなされるべきではないかと思っておりますので、これについては提案をしておきたいと思っております。

以上で終わります。漏れないように答弁を求めます。

【坂口義弘議長】

最後の発言は御自分の御意見でよろしかったでしょうか。2点について答弁をすればよかったですでしょうか。提案も含めて、3点についてよろしくお願いいたします。

【事務局長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局長。

【事務局長】

まず、国保連合会への委託についての御質問でございました。制度的な面を御説明したいと思いますけれども、後期高齢者医療制度における診療報酬に係る支払いにつきましても、高齢者の医療の確保に関する法律第70条に、国保連合会に委託できることが規定されております。

国保連合会へ業務委託する内容としましては、医療機関等への診療報酬支払業務を始めとする医療費等の支払い及びその診療報酬支払明細書等の管理、点検等に関する業務でございます。

委託料の支払いにつきましても、単価契約を基本としておりまして、毎月の実績件数に基づき単価を乗じて支払いを行っております。金額が増加している要因といたしましては、被保険者数の伸びに伴う件数の増加や被保険者一人当たりのレセプト枚数の増加に伴うものであるというふうに考えております。

また、国保連合会への委託料の節減について、でございますが、毎年度、国保連合会と委託単価に係る協議を行いまして、適正な単価設定に努めているところでございます。さらに、国保連合会の決算事務終了後に、前年度の委託業務に係る剰余金について返還を求めているところでございます。

続きまして、国庫負担金についてのお尋ねでございました。現在、国におきましては、後期高齢者医療制度の保険料軽減に係る特例措置について、平成29年度から段階的に本則に沿った取扱いをすることが検討されております。

広域連合としては、このことで、被保険者に混乱を招く恐れがないよう、十分な周知期間をもって実施していただくこと、また、広域連合の保険財政基盤の安定を

図るため、国庫負担金等の拡充を図ることを、全国の広域連合で組織する協議会を通しまして、国に対し、引き続き、要望してまいります。

後期高齢者医療制度は、我が国の国民皆保険制度を維持するために、創設されたものでございます。この制度は、後期高齢者にも応分の負担をお願いするとともに、若年世代からの支援及び国費等によって成り立っております。

広域連合といたしましては、被保険者である後期高齢者の方が安心して医療が受けられるよう、この制度の安定した運営が最大の責任であるというふうに考えております。そのため、健全な財政運営を行うとともに、被保険者の健康寿命の延伸につながる取組に、今後とも積極的に取り組んでまいります。

後は次長のほうでお答えいたします。

【事務局次長】

議長。

【坂口義弘議長】

事務局次長。

【事務局次長】

短期証の交付状況についてでございますが、8月1日に20名の方に対して交付しております、2月2日現在で11名の方に交付しているところでございます。

以上です。

【坂口義弘議長】

他に、議案第6号及び議案第7号に対する質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようです。

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

それでは、議案第6号及び議案第7号につきまして、討論の通告がありますので、これを許可します。

討論の時間につきましては、先ほど申し上げたとおりとなりますので、御了承ください。9番西原議員。

【西原政文議員】

議長。

【坂口義弘議長】

西原議員。

【西原政文議員】

平成27年度後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計について反対の討論を行います。後期高齢者医療制度は創設から、既に8年になりました。今、安倍政権は社会保障予算の自然増削減、この路線を復活させあらゆる分野での制度解約、削減を目指そうとしています。今後高齢者医療保険制度の保険料の大幅な引上げ、病床削減、患者追い出しの強化も計画されています。

宮崎県連合では保険証に未発行はないとの説明でありましたが現在短期証が11名おられるとの報告でございました。高齢者の現状というのは、年金も減らされ使えるお金もなく病院に行くのを控えているとの声を聴きます。この制度の創設以降もっと高齢者の置かれた現状は厳しく大変な状況となっております。

減らされ続けた高齢者医療への国庫負担を増やし、保険料や窓口負担の軽減を推進することが今求められていると考えます。

こうした高齢者の現状を見た時平成26年度後期高齢者医療一般会計及び特別会計の反対理由と同じであり、以上の理由をもって平成27年度後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計は認めることはできません。議会の皆さまの御賛同を賜りますよう最後をお願いを申し上げて、討論を終わりたいと思います。

【坂口義弘議長】

ありがとうございました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

まず、議案第6号平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者多数)

はい。ありがとうございます。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号平成27年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者多数)

はい。ありがとうございます。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、日程第12議案第8号宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【橋田和実副広域連合長】

議長。

【坂口義弘議長】

副広域連合長。

【橋田和実副広域連合長】

ただいま上程になりました議案第8号、宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、現公平委員会委員である松井守氏が平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに畠山賢治氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【坂口義弘議長】

それでは、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようです。
なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり決定しました。
以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。
これにて閉会いたします。

（午後 2 時 3 5 分閉会）

地方自治法第292条の規定により準用する同法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 坂口 義弘

署名議員 西原 政文

署名議員 大隈 寛